

財産区について

1 財産区とは

- ・財産区とは、市町村の一部で財産または公の施設を有することによる一定の既存利益の保全を目的として、一部の地域とその地域内の全住民を構成要素とする法人格を認められた「特別地方公共団体」です。
- ・財産区の財産の全国的な例としては、山林、墓地、ため池、温泉などがあります。財産区の財産は、昔から地域住民の生活の利便のため必要不可欠な財産です。
- ・和泉市では、いわゆる「〇〇町」と言われる単位で、農業用ため池や墓地など、その地域に限られた利用を目的とする資産を所有しています。

2 財産区のなりたち

江戸時代以前からの農耕を中心とした自然発生的な村（旧村）は、当時の行政の単位であるとともに生活共同体であり、その生活の利便のため、農業用ため池や墓地等の村民総有の財産を利用していました。この財産が財産区の母体です。

これが明治 22 年の市制・町村制施行によりこの旧村が合併する際（現和泉市の区域は、明治初年の 62 村から 12 村に合併）、これらの財産を合併後の新市町村に引き継ぐことに旧村住民から懸念が示されたため、合併を円滑に進めるため、財産区を設けて合併後も旧村単位で従来の財産を所有することを認めたものです。

つまり、元々財産区は合併推進のため便宜的に設置されたものであり、その財産や公の施設は、本来合併後の市町村所有とされるべきものが例外的に財産区所有となったものです。

3 財産区の権能

財産区は、特別地方公共団体であり、市町村と同じく法人格を有しますが、そのなりたちから、市町村のように広範な事務を処理するのではなく、旧来の既存利益を保全することができるにとどまり、財産区財産の「管理」または「処分」についてのみ可能です。新たな財産の取得などはできません。可能な行為の内容は下記の通りです。

(1) 「管理」

以下の 3 つに分類されます。

- ①保存 所有する財産が傷ついたりなくなったりしないよう、財産の現状を維持する行為
- ②利用 財産の性質に従って利用する行為。財産の性質を変える場合には利用とは言

えません。

③改良 財産の本来の性質を変えない範囲内でその価値を増加させる行為

(2)「処分」

所有財産の利用目的がなくなったとき、財産区住民の総意に基づいて売却等による廃止をする行為

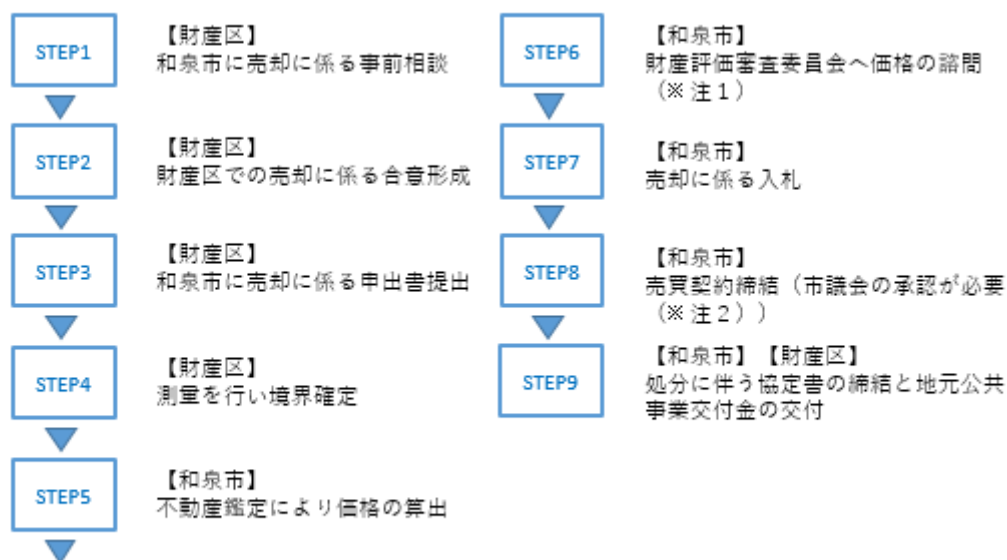
4 財産区の権能の行使について

財産区の行為は、当該地域住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村の一体性を損なわないものでなければなりません。

管理については、まずは所有財産の内容について台帳を設けるなど適切に把握し、作業が生じればその内容について、また経費についてはその支出について記録して適切な管理行為に努めてください。

処分については所有財産の利用目的をなくして用途を廃止することから始まりますが、まずは財産区として処分について意思決定しなければなりません（下の参考図のとおり）。手続きの流れの詳細については市役所（総務管財室）までご相談ください。

■ 財産区財産売却の一般的な流れ



（注1）200㎡以上もしくは予定価格1千万円以上の場合
（注2）5,000㎡以上かつ予定価格2千万円以上の場合

本件に関するお問い合わせ：総務部総務管財室（財産管理担当）
TEL 0725-99-8105（直通）